

毎年5月は「消費者月間」です。期間中は、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行います。

消費者庁が掲げる今年度の統一テーマ

『考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～』

前月までにお知らせしたとおり、4月1日から成年年齢は18歳＝「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカードなどの契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、「消費」は社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が、最終的により良い社会の形成につながります。「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会・地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

地産地消の農産物を購入することで、地域の特産品を知る食育の機会を得られたり、地元の生産者が潤います。発展途上国で作られた商品を適正価格で購入することで、その国の人々の生活の安定につながります。また、もったいないという気持ちが、食品ロス削減やリサイクルを心がけるなど、環境への配慮につながり、倫理的消費「エシカル消費」の推進になります。私たちの一つ一つの消費行動が、地域や社会、地球につながっていることを想像して、今後の消費行動につなげてみましょう。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合せ先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 6月分:5/2(月)～ 7月分:6/1(水)～ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	5月13日(金)・27日(金) 6月10日(金)・24日(金) 10時～12時	本庁舎2階/市民相談室	市民生活課 ☎(21)2122
	5月19日(木) 10時～12時	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830	
	5月16日(月) 10時～12時	藤岡総合支所 別館2階 会議室	
	6月21日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室	市民生活課 ☎(21)2122
	5月24日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室	
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	5月17日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
	5月20日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21)2122
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始:5/2(月)8時30分～	5月20日(金) 14時～16時	本庁舎2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21)2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:5/2(月)8時30分～	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820	
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	5月10日(火)、24日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室	
	5月19日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室	
	◆5月16日(月)13時30分～15時30分	藤岡総合支所 別館2階 会議室	市民生活課 ☎(21)2122
	6月21日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室	
	5月24日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室	
市民相談(日常生活の問題など)	6月16日(木) 13時30分～15時30分	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室	
	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室	
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830、厚生センター☎(24)2444、人権・男女共同参画課☎(21)2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218	
いじめ相談電話	月～金曜日 9時～17時	本庁舎青少年育成センター ☎(24)0667 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談(非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター ☎(23)6566 gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談(0～17歳の子どものとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227	
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課☎(21)2227 ※左記以外の時間は☎189(児童相談所全国共通ダイヤル)	
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎子育て支援課 ☎(21)2229	
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21)2219 FAX(21)2682	
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回5月12日) 10時～12時、13時～15時		
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113	
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191	
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246	
もの忘れ相談(要予約) (認知症の専門員による相談)	5月13日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース/地域包括ケア推進課栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171・2246	

国民健康保険に加入の方へ

国民健康保険税の税率等が変わります

国民健康保険税の税率等を、令和4年度から下記の通り改正します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

今回の改正の主なポイント

- 課税限度額の引き上げ** 負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める99万円に引き上げます。
- 子育て世帯の負担軽減** 未就学児(小学校入学前の子ども)分の均等割額を5割減額します。低所得者軽減の該当世帯で既に均等割額を軽減(7・5・2割軽減)されている世帯は、軽減後の均等割額の5割を減額します。この軽減についての申請は不要です。
- 国保世帯の負担の軽減** 今回の改正では、一部の世帯で課税額が引上げになりますが、国保全体では一世帯当たり約23,000円の引き下げになります。

税率等および課税限度額

区分	所得割※1	均等割※2	平等割※3	課税限度額
医療分	8.2%	32,300円	23,800円	580,000円
後期分	2.6%	10,200円	7,500円	190,000円
介護分	2.4%	12,900円	6,000円	160,000円
合計	13.2%	55,400円	37,300円	930,000円

区分	所得割※1	均等割※2	平等割※3	課税限度額
医療分	6.6%	25,100円	18,600円	630,000円
後期分	2.6%	10,200円	7,500円	190,000円
介護分	2.1%	11,200円	6,200円	170,000円
合計	11.3%	46,500円	32,300円	990,000円

※1 所得割「加入者全員の基準総所得に対する税率」/※2 均等割「加入者一人当たりの税額」
※3 平等割「一世帯当たりの税額」

いつから変わるの? 令和4年度の保険税から変更します。令和4年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬ごろお送りします。

どうして改正になるの?

国保制度改革に伴い、市は県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっています。令和3年度において、栃木市国民健康保険運営協議会での審議および令和4年3月議会における承認を得て、令和4年度からの保険税率等を改定することになりました。

国保財政の健全化を図り、安心して医療を受けられるようにするため、今回の保険税率等の改定にご理解、ご協力をお願いします。

問 保険年金課 ☎(21)2131 税務課 ☎(21)2263



ケーブルテレビは1キガ ネット地域最安値に **挑戦中!!**

なんと最安プランは **3,289円** (税別2,990円)

ケーブルテレビはサポート充実!

24時間電話対応 地域密着訪問サポート

※テレビサービス(エンジョイ/ドリームコース)と一緒に加入した場合のインターネットの料金です。テレビのご利用料は別途いただきます。

CATV 栃木ケーブルテレビ ☎0120-25-1819

解体工事・外構工事・舗装工事

相談・見積り無料

お電話お待ちしております

株式会社大成

TEL:0282-21-8790
E-mail:kaitai.taisei@juno.ocn.ne.jp

健康経営優良法人 2022 Health and productivity